

E i w a N e w s

法定相続情報証明制度をご紹介します

平成 29 年 8 月
(No. 145)

平成 29 年 5 月 29 日 (月) から相続手続に関する新しい制度として、「法定相続情報証明制度」が始まりました。不動産登記などの相続手続をスムーズに進めることができるように、法務省により新設されました。今回は、この法定相続情報証明制度についてご紹介いたします。

1. 制度創設の背景

近年、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加しており、所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっています。相続登記では、大量の書類を要し、手続も煩雑です。これが相続人にとって負担になっており、相続登記がされない要因の 1 つとして指摘されています。

この現状を受け、法務省は、相続人の負担を軽減し相続登記を促進するために、法定相続情報証明制度を新設しました。

2. 概要

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

登記官が証明した相続関係は、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し (以下、一覧図の写し) 」という公的文書として無料で交付を受けることができます。

この一覧図の写しは、相続登記を申請する場合において、戸籍謄本等の代わりに提出することができます。また、相続手続を取り扱う銀行や証券会社、生命保険会社等の窓口においても利用されることが想定されています。

(各機関により対応が異なりますので、手続の際は各機関にご照会ください。)

3. 制度の目的

従来の相続手続では、不動産登記や預金の解約、保険金の請求など複数の手続を行う場合、戸籍謄本一式を複数部用意するか、または戸籍謄本一式を順番に使用するなど、費用や時間がかかるのが一般的でした。

法定相続情報証明制度では、一覧図の写しを何通取得しても無料のため、複数の手続を並行して進めやすくなり、費用の節約や時間の短縮につながると見込まれています。相続手続を取り扱う各種窓口においても、相続人特定の負担が軽減されます。

また、この制度を利用する相続人に、登記官が相続登記のメリットや放置することのデメリットを説明することなどを通じて相続登記に対する意識を高めていき、相続登記が促進されることが期待されています。

4. 手続の流れ

この制度の手続は、次の 3 つの手順を踏みます。親族や税理士、司法書士、弁護士等の資格代理人に委任することもできます。

必要書類の収集

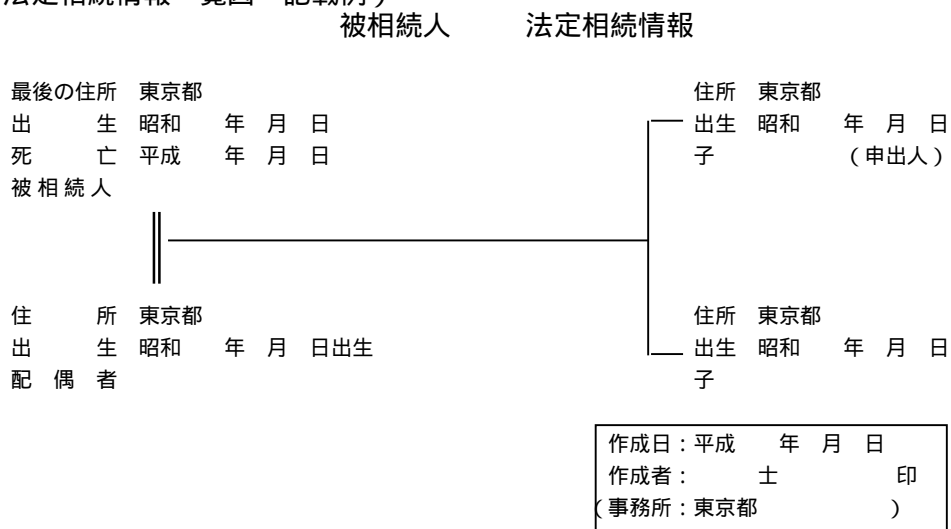
以下の書類を収集する。

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・被相続人の住民票の除票
- ・相続人の戸籍謄本
- ・申出人の本人確認書類 (運転免許証のコピー、住民票等)

法定相続情報一覧図の作成

以下のような法定相続情報一覧図を作成する。

(法定相続情報一覧図 記載例)



- ・ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。
- ・ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも明瞭に判読できるものであれば可とする。

法務局へ申出

上記必要書類及び法定相続情報一覧図を添付し、申出書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの所在を管轄する法務局に申し出る。

- ・ 被相続人の本籍地
- ・ 被相続人の最後の住所地
- ・ 申出人の住所地
- ・ 被相続人名義の不動産の所在地

申出後、登記官による確認が行われ、不備がなければ一覧図の写しが無料で交付されます。一覧図の原本は法務局で5年間保存され、その保存期間中は、いつでも一覧図の写しの再交付を受けることができます。

5. 今後の課題

一覧図の写しの利用は、不動産登記手続きにおいては認められていますが、銀行等の各民間企業や官公庁において利用できるかどうかは、各機関の裁量に委ねられています。

また、財務省管轄の相続税の申告や国土交通省管轄の車の名義変更などでは、一覧図の写しの利用は、現時点では認められていません。

今後、より幅広くこの制度が利用されるためには、法務省と各関係機関の協力、連携が必要となりそうです。

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。